

■通関士試験まるわかりノート（2018年度版）

下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

該当箇所等	【正】(変更後)	【誤】(変更前)
P.226 通則 3 (b)	② 異なる構成材料から成る物品： <del>削除</del>	② 異なる構成材料から成る物品： <del>織物で混紡のものなど（羊毛織物：羊毛60%＋綿40%）</del>
P.227 通則 5	<p><b>通則 5：収納ケース類の分類</b>            特定の物品又は物品のセットを収納するため、特に<b>製作</b>し又は適合された容器（例えば、楽器用ケース等）であって、長期間の使用に適し、その収納物品とともに提示され、かつ、通常その物品とともに販売されるものは、その収納物品に含まれます。<u>ただし重要な特性を全体に与えている容器については適用しません。</u>  <u>また、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれます。ただし、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器（例えば、圧縮ガス用の鉄鋼製容器）については適用しません。</u></p>	<p><b>通則 5：収納ケース類の分類</b>            特定の物品又は物品のセットを収納するため、特に<b>制作</b>し又は適合された容器（例えば、楽器用ケース等）であって、長期間の使用に適し、その収納物品とともに提示され、かつ、通常その物品とともに販売されるものは、その収納物品に含まれます。<u>なお、包装材料及び包装容器も同じです。</u></p>
P310 例題	<p><b>例題</b>            b ～16<b>類</b>に分類する。</p>	<p><b>例題</b>            b ～16<b>部</b>に分類する。</p>
P.315 STEU UP (解説) 1	<p>1 にんじん（第07.06項など）を乾燥したものはすべて第07.12項に入ります。しかし大豆の粉状のものは第<b>12.08</b>項に分類されます。《第7類注3の表題》【誤】</p>	<p>1 にんじん（第07.06項など）を乾燥したものはすべて第07.12項に入ります。しかし大豆は<b>乾燥したものでさやを除いたものは第07.13項に、そのうち</b>の粉状のものは第<b>11.06</b>項に分類されます。《第7類注3の表題<b>及び同注(c)</b>》【誤】</p>
P.319 (2) ピラフの分類 3行目	<p>(2) ピラフの分類            省略  <u>第16類注2の規定</u>により「ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、…」</p>	<p>(2) ピラフの分類            省略  <u>第16類注2及び第19類注1(a)</u>により「ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、…」</p>